

国民健康保険税の軽減について

離職日時点で65歳未満の方で、リストラなど、自らの意思とは関係なく職を失った方(非自発的失業者の方)を対象に国民健康保険税が軽減されます。

軽減の申告には、雇用保険、失業給付の受給手続き後にハローワークで発行される「**雇用保険受給資格者証**」又は「**雇用保険受給資格通知**」が必要で、離職理由欄の番号が11・12・21・22・31・32・23・33・34の方が対象になります。

該当になると思われる方は、税務課及び各振興局地域振興課の市民サービス窓口で手続きをしてください。

雇用保険受給資格者証

1. 支給番号		2. 氏名		
3. 被保険者番号		4. 性別	5. 離職時年齢	6. 生年月日
				7. 求職番号
8. 住所又は居所				
9. 支払方法(金融機関コード・記号(口座)番号)				
10. 資格取得年月日	11. 離職年月日		12. 離職理由	
13. 60歳到達時賃金日額		14. 離職時賃金日額		
15. 雇用保険受給資格者証の 12. 離職理由の番号が 11・12・21・22・31・32・23・33・34 の場合に該当になります。		16. 定日	17. 受給期間満了年月日	
		19. 所定給付数		
示(災害時・一括・巡相・市町村)				

<特定受給資格者に対応する離職理由コード>

- 11 (解雇)
- 12 (天災等の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇)
- 21 (雇止め(雇用期間3年以上雇止め通知あり))
- 22 (雇止め(雇用期間3年未満更新明示あり))
- 31 (事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職)
- 32 (事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職)

<特定理由離職者に対応する離職理由コード>

- 23 (期間満了(雇用期間3年未満更新明示なし))
- 33 (正当な理由のある自己都合退職)
- 34 (正当な理由のある自己都合退職(被保険者期間12ヶ月未満))

◆ 手続きに必要なもの

1. 「雇用保険受給資格者証」又は「雇用保険受給資格通知」
2. 世帯主と離職者のマイナンバーカード
3. 来庁者の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)

◆ 軽減期間

離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末まで

◆ 軽減の内容

対象者の方の国民健康保険税の基となる前年の給与所得を100分の30として算定します。

《問い合わせ先 真庭市役所税務課 0867-42-1114》